

中津川市観光クーポン

中津川ウエルカムクーポン

加盟店

大募集!!

登録無料!!

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光業を盛り上げるため、市内の観光協会等で構成する中津川市観光連絡協議会では、市外からの旅行者を対象に、土産物や飲食、宿泊などに使える観光クーポン券を発行します。 現在、観光クーポンを取り扱う加盟店を募集していますので、事業者の皆さまはぜひご登録ください。

【注意事項】今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、事業が縮小・中止となる可能性もあります。 申し込みを頂いた事業所様には追って詳細についてご連絡させて頂きます。

申 込 期 間

<mark>令和2年8月17日(月)~9月4日(金)</mark>※1 消印有効

申 込 方 法

規約をご確認(ご了承)のうえ、取扱加盟店加入申込書に必要事項を記入し、期限内に下記の申し込み先へ提出してください。

申 込 先

▷郵送の場合

中津川市観光連絡協議会 事務局 中津川観光協会 宛て 〒508-0032 中津川市栄町1-1 にぎわいプラザ1階



FAX 0573-66-8778 (事務局 中津川観光協会)

▷持参の場合

申請店舗が所在する地区の観光協会事務局

クーポン券の種類

500円券×6枚(飲食、土産物、体験、宿泊、タクシーに利用可能) 市内の道の駅、観光案内所にて 1,500 円で販売します。たばこ、商品券、プリペイドカード、 切手など換金性の高い物の購入は不可。

購入対象者

中津川市外からの旅行者(宿泊、日帰りは問わない)

クーポン券使用期間

令和2年10月上旬~令和3年1月15日(金)(予定)

換金期間

令和3年2月15日(月)まで、月1回程度の振込日を設けて換金請求を受け付けます

申込資格

以下の団体に加盟する、飲食、土産物、宿泊、体験、タクシー 関連事業者 ただし、大型スーパー、チェーン店等は除く

中津川観光協会、馬籠観光協会、やさか観光協会、加子母むらづくり協議会、付知町観光協会、 蛭川観光協会、中津川商工会議所、中津川北商工会、中津川市旅館・ホテル同業組合、 中津川飲食業組合、中津川総合飲食食品組合、中津川菓子組合

備考

※1加入申込書の締切日は<mark>令和2年9月4日(金)</mark>です。

これ以降も申込書は受け付けますが、クーポン券と一緒に渡す「クーポン券取扱加盟店一覧」 には掲載されませんので、ご了承ください。

発行主体 中津川市観光連絡協議会(事務局:中津川観光協会) 〒508-0032 中津川市栄町1-1 にぎわいプラザ1階 TEL 0573-66-5544 FAX 0573-66-8778

中津川市観光クーポン券取扱加盟店規約

中津川市観光連絡協議会(以下「協議会」という)と中津川市観光クーポン券取扱加盟店(以下「加盟店」という)は、協議会の発行する中津川市観光クーポン券(以下「クーポン券」という)の取扱いを、この規約に基づき行うものとする。

第1条(加入資格)

クーポン券を取り扱うことができる事業者は、中津川観光協会、馬籠観光協会、やさか観光協会、加子母むらづくり協議会、付知町観光協会、蛭川観光協会、中津川商工会議所、中津川北商工会、中津川市旅館・ホテル同業組合、中津川飲食業組合、中津川総合飲食食品組合、中津川菓子組合いずれかの組織に加盟し、その営む業種に係わらず中津川市内で営業する事業者で、かつ「中津川市観光クーポン券取扱加盟店加入申込書」により登録した事業者とする。ただし、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業でないことを誓約し、暴力的な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為、風説の流布等の反社会的な行為をしないことに同意・確約し、虚像の申告、または同様な行為を行ったとみなした場合は登録を解除されても異議申し立てをしないこと。

第2条(クーポン券の種類)

クーポン券は500円券6枚綴りとし、飲食、土産物、宿泊、体験、タクシーに利用できるものとする。

第3条(クーポン券の有効性)

加盟店は偽造、変造等のおそれがあるクーポン券や不正利用が疑われるクーポン券については受け取りを拒否し、速やかに協議会に通報するものとする。

第4条(クーポン券による商品の販売とサービスの円滑な実施)

加盟店は、有効なクーポン券を利用する意思のある者に対して正当な理由なくして受け取りを拒絶、または直接現金での支払いを要求してはならない。また、現金客と異なる代金、料金を請求するなどクーポン券を利用する者に不利となる差別的取り扱いをしてはならない。

第5条(クーポン券の使用について)

つり銭は出さないこととし、また、クーポン券の換金には応じないものとする。

なお、このクーポン券は他の金券類(ギフト券、ビール券、宝くじ等)の支払いには使えないものとする(諸税・切手・印紙等を含む)。

第6条(クーポン券の使用期間)

クーポン券による支払いができる期間は、令和2年10月上旬から令和3年1月15日までとする。

第7条(クーポン券の換金)

クーポン券の換金は、換金請求書に使用済みクーポン券を添えて回収所へ提出し行うものとする。

クーポン券の精算は毎月末日(回収所の休業日にあたる場合には翌営業日)締めとし、翌月 15 日までに回収所へ換金請求書を提出するものとする。協議会は、回収所から請求書を受領してから2週間以内をめどに、取扱加盟店加入申込書に記載された指定口座に支払うものとする。その際、振込指定口座への振込手数料は協議会が負担する。

第8条(クーポン券換金の締切日)

換金請求書の最終受付は令和 3 年 2 月 15 日までとする(令和 3 年 2 月 15 日以降はいかなる理由があってもクーポン券の換金には応じないこととする)。

第9条 (個人情報の取り扱い)

取扱加盟店加入申込書に記載された個人情報はクーポン券の取り扱いに関してのみ利用するものとし、協議会は安全管理措置を講じて保管するものとする。

第 10 条(損害負担)

協議会及び加盟店は、各々の責により生じた損害を負担する。協議会及び加盟店の、いずれかの責によるか明らかでないときは両者で協議して定める。

第11条 (規約の改定)

本規約に定めのない事項については別途協議会長が定めるものとする。

附則

この規約は、令和2年8月17日より施行する。

(ご注意)この用紙は「中津川市観光クーポン券」の加盟店加入申込書です。「中津川市プレミアム商品券」「GO TOトラベル事業地域共通クーポン」とは関係ありませんので、ご注意ください。

中津川市観光クーポン券取扱加盟店加入申込書

中津川市観光クーポン券事業の趣旨に賛同し、取扱加盟店として申し込みます。
申し込みにあたり、規約を遵守することを誓約します。

1021	-0572 7 7 79	だからで 年 りょうこと	と言うしのう	o	申込日	令和	12年	月	日
店舗所在地	〒 -				<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	
フリガナ								印	
店名 (企業名)									
フリガナ									
代表者名									
加盟店一覧に				店舗担当者名					
掲載する名称				(役職名)					
業 種 どれかーつを選択 してください	□飲食 □宿泊 □タクシー	□土産物 □体験 -		主な取扱い品目					
連絡先	電話番号	0573 -	-						県
	FAX	0573 -	-						市
所属団体 (注)右に記載したいずれかの団体に所属していることが加入の条件となります 「中津川観光協会 □ 馬籠観光協会 □ やさか観光協会 □ 加子母むらづくり協議会 □ 付知町観光協会 □ 蛭川観光協会 □ 中津川商工会議所 □ 中津川北商工会 □ 中津川市旅館・ホテル同業組合 □ 中津川飲食業組合 □ 中津川総合飲食食品組合 □ 中津川菓子組合									
		フリガナ							
		口座名義人							
振込指定口座		金融機関		銀行 金庫 農協・組合				本 支 営第	店 店 美所
商品券換金時の振込 口座となりますので正 確にご記入ください		預金の種類 (いずれかに〇)	1普通預金 2当座預金	口座番号 (左詰めで記入)					
		(注)金融機関は、中津川市に支店を持つ次の金融機関に限ります(支店は問わず)							
	十六銀行·大垣共立銀行·三菱UFJ銀行·岐阜信用金庫·愛知銀行·東濃信用金庫·								
八十二銀行・益田信用組合・東美濃農業協同組合・東海労働金庫・ゆうちょ銀行									
※加入申込書の締切日は令和2年9月4日(金)です。これ以降も申込書は受け付けますが、クーポン券と一緒に渡す「クーポン券取扱加盟店一覧」には掲載されませんので、ご了承ください。 ※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本事業以外には使用しません。									

申认受付使用欄(事務局使用欄)

_	中心又的	中丛文的使用懶(事物的使用懶)										
	受付日	令和2年	月	日	受領施設		担当者					
	登録日	令和2年	月	日	登録者							